

医療費のお知らせ



医療費のお知らせが
いつ届くか知っておるか？

2月と3月に
郵送で届きます！

うむ！正解じゃ！

医療費適正化の一環として医療費の
状況をお知らせします。

令和9年
(2027年)

2月(令和8年 1月～10月分)

3月(令和8年 11月～12月分)

に送付する予定です。

確定申告(医療費控除)の添付書類として使用でき
ます。

※3月送付分は確定申告に間に合わないことがありますので、
医療機関などが発行する領収書をご利用ください。

バイオシミラーをご存知ですか？

バイオシミラーとは？

バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の
製薬会社から発売される薬で、特許が切れた
薬と同じように使うことができます。

特許が切れた
バイオ医薬品



有効性・
安全性は
同等



バイオ
シミラー



※バイオシミラーは原則として、特許が切れたバイオ医薬品の70%
の値段になります。そのため患者・家族の経済的な負担の軽減に
つながることが期待されています。

※高額療養費制度などをご利用の場合、自己負担額が下がる場合
もあります。

バイオシミラーは
効果や安全性は同等で
お財布に
やさしい
バイオ医薬品です



バイオ医薬品・バイオシミラーが
使われている病気の例

がん・糖尿病・関節リウマチ・腎性貧血・
低身長・クローン病・潰瘍性大腸炎・
加齢黄斑変性 など

詳しくは医師または医療スタッフにお尋ねください。

バイオシミラーについて詳しく知りたい方は、
以下をご覧ください。

厚生労働省
ホームページ



一般社団法人
日本バイオシミラー協議会
ホームページ



ジェネリック医薬品の活用を

ジェネリック医薬品
をご存知ですか？

横文字は
ちょっと...

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、
新薬(先発医薬品)と有効成分、効き目が
同じで価格の安い薬です。

医師や薬剤師と相談
しながら、積極的に
活用しましょう。

有効成分・
効き目は同じ

ジェネリック

安い

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

☎ 0985-62-0921

詳しい情報はホームページでも
ご確認いただけます。

宮崎県 後期高齢者 | 検索 🔍



宮崎県内にお住まいの



令和8年度
「ほうほう」
通信

75歳以上の方

一定の障がいがある65歳から74歳の方
※申請して広域連合から認定を受ける必要があります。

とご家族の方へ

「宮崎県後期高齢者医療広域連合」からのお知らせです

あなたの健康のために



健康診査を受けましょう



1年に1回受けられる
健康診査。

無料で受けられる
のでおすすめじゃ

健康の保持増進、生活習慣病の重症化
予防を目的として健康診査を実施して
います。毎日を元気で快適に暮らして
いくために、年1回の健康診査で、身体
の状態を確認しましょう！

日時

受診
場所

申込
方法

は、

お住まいの市町村の窓口へ
お問い合わせください



歯科健診を受けましょう

県内にお住まいの方を対象に、
歯科健診を無料で
受けることができるのじゃ

歯は
元気の源！



対象年齢

76歳 (昭和25年4月1日～
昭和26年3月31日生)

81歳 (昭和20年4月1日～
昭和21年3月31日生)

対象者の方には 7月頃に受診券が届きます。

実施形態

個別健診

訪問健診

椎葉村、五ヶ瀬町を除く地域にお住
まいで、要介護状態の方が歯科医院
に行くことが難しい場合のみ

実施期間

令和8年(2026年)
7月～12月まで

広域連合 HP



お問い合わせ

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課

☎ 0985-62-0921

宮崎県 後期高齢者

検索 🔍

令和8年
8月
から

高額療養費制度が見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、**保険者から還付を受けることができます。**

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

外来特例（現役並み所得以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

- 同一医療機関（医科・歯科・調剤は別）での1か月（同じ月内）の窓口負担は、下表の限度額までとなります。資格確認書をお使いの方で、オンライン資格確認を受けることができないなどにより、資格確認書へ所得区分併記が必要な方は、市町村の担当窓口申請してください。
- マイナ保険証を利用すれば、限度額の区分を記載した資格確認書の提示は不要となります。



自己負担限度額（月額）

令和8年 8月から

窓口負担割合	所得区分	外 来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	年間上限
3割	現役並み所得者Ⅲ	270,300円＋（医療費－901,000円）×1% 〈140,100円〉※1		168万円
	現役並み所得者Ⅱ	179,100円＋（医療費－597,000円）×1% 〈93,000円〉※1		111万円
	現役並み所得者Ⅰ	85,800円＋（医療費－286,000円）×1% 〈44,400円〉※1		53万円
2割	一 般 Ⅱ	22,000円 （外来年間上限216,000円）※2	61,500円 〈44,400円〉※1	53万円 ※3
1割	一 般 Ⅰ			
	低所得者Ⅱ	11,000円 （外来年間上限96,000円）※2	25,700円 〈24,600円〉※1	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

- ※1 〈 〉内の金額は、過去12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給を3回受けた場合、4回目以降に該当します。
※2 外来（個人単位）について、自己負担額が年間（8月～翌年7月）の上限額を超えた場合についても、高額療養費として支給されます。支給の対象となった場合は、通知をお送りします。
※3 一部41万円になる場合があります。

該当する場合は、委託業者からお知らせや申請書等をお送りします。

今回の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省
コールセンター

☎ 0120-617-111

においても承っております。

対応時間 月曜日～土曜日 9時～18時
（日曜日・祝日・年末年始は休業）

運用期間 令和8年7月～令和9年3月

詳しくは
こちら

